

○うるま市軽度生活援助事業実施要綱

平成19年3月17日

告示第53号

改正 平成29年4月20日告示第102号

平成31年3月11日告示第53号

令和3年12月27日告示第297号

うるま市軽度生活援助事業実施要綱（平成17年うるま市告示第44号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、日常生活を営むのに支障のある高齢者の世帯に対し、生活援助員（ホームヘルパー、ボランティア等を含む。以下「援助員」という。）を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立支援を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、うるま市とする。ただし、利用対象者、サービス内容及び利用料の決定を除き、この事業の一部をうるま市社会福祉法人、医療法人及び適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等（以下「受託者」という。）へ委託することができる。

（利用対象者）

第3条 事業の利用対象者は、本市に居住するおおむね65歳以上の単身世帯の者及び高齢者のみの世帯の者で、介護保険認定審査会において自立と認定された者又はそれに相当するものと思われる者であって、住民税非課税世帯であるものとする。

2 市長は、特に必要があると認められる場合、前項の規定にかかわらず援助員の派遣をすることができる。

（サービスの内容）

第4条 援助員の行うサービス（以下「サービス」という。）は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- （1） 調理
- （2） 衣類等の洗濯及び補修
- （3） 住居の掃除、整理整頓及び軽微な修繕

(4) 生活必需品等の買物

(5) 生活、身上、介護に関する相談及び助言

2 サービスの回数は1週間当たり1回とし、時間は1時間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(サービスの利用申請)

第5条 サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽度生活援助事業利用(変更)申請書(以下「申請書」という。)に關係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、申請者の便宜を図るため、地域包括支援センターを経由して、申請書を受理することができる。

3 市長は、緊急にサービスを要すると認めた場合は、直ちにサービスを提供できるものとする。この場合において、申請者は、速やかにサービスの利用申請を行うものとする。

(サービスの決定等)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、相談記録票を作成し、高齢者福祉サービス検討会議においてサービスの必要性を検討し、速やかにサービスの要否を決定する。

2 市長は、サービスの要否を決定したときは、当該申請者に対し、軽度生活援助事業利用決定(変更)通知書又は軽度生活援助事業利用申請却下通知書により通知するものとする。

3 派遣世帯に対する援助員の派遣回数、時間(訪問から辞去までのサービス時間とする。)及びサービスの内容は、当該対象者の状況、世帯状況を十分検討した上で決定するものとする。

(サービス内容等の変更)

第7条 前条第2項の規定によりサービスの利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、申請書の記載事項に変更が生じたときは、軽度生活援助事業利用(変更)申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更内容等要否を決定したときは、軽度生活援助事業利用決定(変更)通知書により、当該利用者へ通知するものとする。

(サービスの提供停止等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停

止し、又はサービスの利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 施設に入所したとき。
- (3) 申出により辞退したとき。
- (4) 3月以上の長期入院の必要が認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽の申請、その他不正な手段により当該サービスを受けたと認められるとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

2 利用者は、前項のいずれかに該当したときは、軽度生活援助事業利用廃止届書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定によりサービスの提供を停止し、又は利用を取り消したときは、当該利用者に対し、軽度生活援助事業利用通知書により通知するものとする。

(利用負担額)

第9条 利用者は、サービスに要した費用を負担しなければならない。その際の利用負担額は、介護保険法（平成9年法律第123号）に準ずる費用負担として、訪問介護費（生活援助が中心である場合・所要時間20分以上45分未満の場合）に対し100分の10に相当する額（10円未満は切捨て）とする。

2 生活保護受給世帯は、無料とする。

(活動報告書等)

第10条 受託者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとし、提供したサービス内容等を記録の上、軽度生活援助員活動報告書により、毎月その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務等)

第11条 援助員は、その業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重して行うとともに、当該利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。その職を退いた後も同様とする。

2 援助員は、利用者世帯を訪問する都度、原則として本人等の確認を受けるものとする。

(各種様式等)

第12条 この告示の規定による申請書及び通知書等その他軽度生活援助事業の事務に必要な様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、うるま市軽度生活援助事業実施要綱（平成17年うるま市告示第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年4月20日告示第102号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日告示第53号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市軽度生活援助事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。